

## 広島国際大学学生海外留学規定

2003年4月1日制定

2018年3月28日改正

### (趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則(以下「学則」という)第35条に定める学生の留学のうち、広島国際大学(以下「本大学」という)が指定する海外大学等への留学(以下「留学」という)について必要な事項を定める。

### (留学先大学等)

第2条 この規定による留学先大学等は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するものまたはこれに相当する教育研究機関のうち、本大学との間に協定を締結している機関とする。

### (留学の実施)

第3条 この規定による留学の実施は、各学部において教授会の議を経て、学部長が決定する。

### (出願資格)

第4条 留学できる者は、当該年度この規定による留学を実施する学部に所属する者で、本大学に1年以上在学し、かつ所属学部が定める出願資格を満たしている者とする。

### (留学の許可)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を国際交流センター事務室(呉キャンパスにあっては教務部教務課、広島キャンパスにあっては医療経営学部事務室。以下「国際交流センター」という)に提出し、学則第35条第2項の定めるところにより学長の許可を受けなければならない。なお、学長は許可にあたって、事前に理事長と協議するものとする。

### (留学期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。ただし、教育上特に必要と教授会が認める場合、学長は、1年を限度として延長を許可することがある。

2 1回の留学期間は半年または1年とし、留学開始および終了時期は、それぞれ本大学の学期の始めおよび終わりとする。

### (留学中の学籍上の取扱い)

第7条 留学を許可された者の留学期間は、学則第13条に定める修業年限および学則第14条に定める在学期間に算入する。

### (履修上の措置)

第8条 留学中の履修上の措置は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(留学中の学費)

第9条 留学を許可された者の留学中の本大学の学費の取扱いは、別に定める。

(留学にかかる経費)

第10条 渡航費、留学先大学等における授業料、生活費等留学にかかる経費は、すべて留学を許可された者の負担とする。

(留学中の遵守事項)

第11条 留学中は、留学先大学等の定める諸規則ならびに留学先大学等の属する国および地域の法令等を遵守しなければならない。遵守しなかった場合の責任は、すべて留学を許可された者が負うものとする。

(留学中の事故の責任)

第12条 学園および本大学は、留学中の傷害、疾病その他の事故について一切責任を負わない。

(留学報告書)

第13条 留学した学生は、帰国後1ヵ月以内に、留学報告書を国際交流センターおよび学部長を経て、学長に提出しなければならない。

2 留学報告書を提出しない者には、次条第2項による単位の認定を行わない。

(単位認定)

第14条 留学した学生が留学先での学修について、本大学の単位認定を希望する場合は、帰国後1ヵ月以内に、留学先大学等が発行した成績証明書等必要書類を添付した単位認定申請書を国際交流センターを経て、学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項の提出書類について教授会の議に基づき審査のうえ、30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(帰国年度後期の履修申請)

第15条 留学した学生が帰国年度の後期に授業科目の履修を希望する場合、学部長は、当該学生の出国年度の履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることができる。

(留学の取消し)

第16条 留学中の学生がつぎのいずれかに該当すると認められる場合、学長は、留学の許可を取り消すことがある。

イ 留学先大学等において成業の見込みがない場合

ロ 留学中の遵守事項に違反し、または留学生としてふさわしくない行為を行った場合

- ハ 留学を許可された者の事情により留学を継続できなくなった場合
- ニ その他、学部長が留学の許可を取り消す必要があると認めた場合  
(適用除外)

第17条 第2条に定める留学先大学等以外への留学は、この規定を適用しない。ただし、教育効果が特に高いと教授会が認める場合、学部長の申請により学長は、この規定を準用することができる。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、学部長会議の議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2003年4月1日から施行し、同日以後に留学する学生の出願手続時から適用する。
- 2 この改正規定は、2018年4月1日から施行する。